

「伝染性紅斑警報」の発令について

広島県感染症発生動向調査による令和7年第20週（5月12日から5月18日）の定点医療機関（小児科58施設）からの伝染性紅斑の報告患者数が、広島市保健所管内で、国立健康危機管理研究機構が示している警報開始基準値（定点当たり2）を上回りました。

伝染性紅斑の流行は今後さらに拡大する可能性があるため、広島県の感染症発生動向調査 警報・注意報発令要領に基づき、本日（5月22日）、県内全域に「伝染性紅斑警報」を発令します。（前回の警報発令期間は、令和元年6月27日から令和元年8月29日）

○ 県内の流行状況【令和7年第20週（5月12日～5月18日）】

保健所名	県保健所				広島市	呉市	福山市	県内計
	西部	西部東	東部	北部				
定点当たり患者数（人）	0.00	0.80	0.20	0.33	2.45	0.44	0.43	1.16
報告患者数（人）	0	4	1	1	54	4	3	67
定点医療機関数	7	5	5	3	22	9	7	58

広島県感染症発生動向調査警報・注意報発令要領抜粋（伝染性紅斑）

警報の発令・・・県内いずれかの保健所管内の定点当たり患者数が警報開始基準値（定点当たり2）以上となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で発令する。
 警報の解除・・・県内の全ての保健所管内で、定点当たり患者数が警報継続基準値（定点当たり1）未満となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で解除する。

○伝染性紅斑とは

- ・ヒトパルボウイルス B19 を原因とする感染症です。
- ・頬に出現する紅斑が特徴で、両頬がリンゴのように赤くなることから「リンゴ病」とも呼ばれています。
- ・小学校入学前後の小児を中心にみられる疾患ですが、成人の発症も見られます。
- ・基本的には予後良好ですが、妊婦が感染すると、まれに胎児の異常や流産を起こすことがあるため、注意が必要です。

○症状

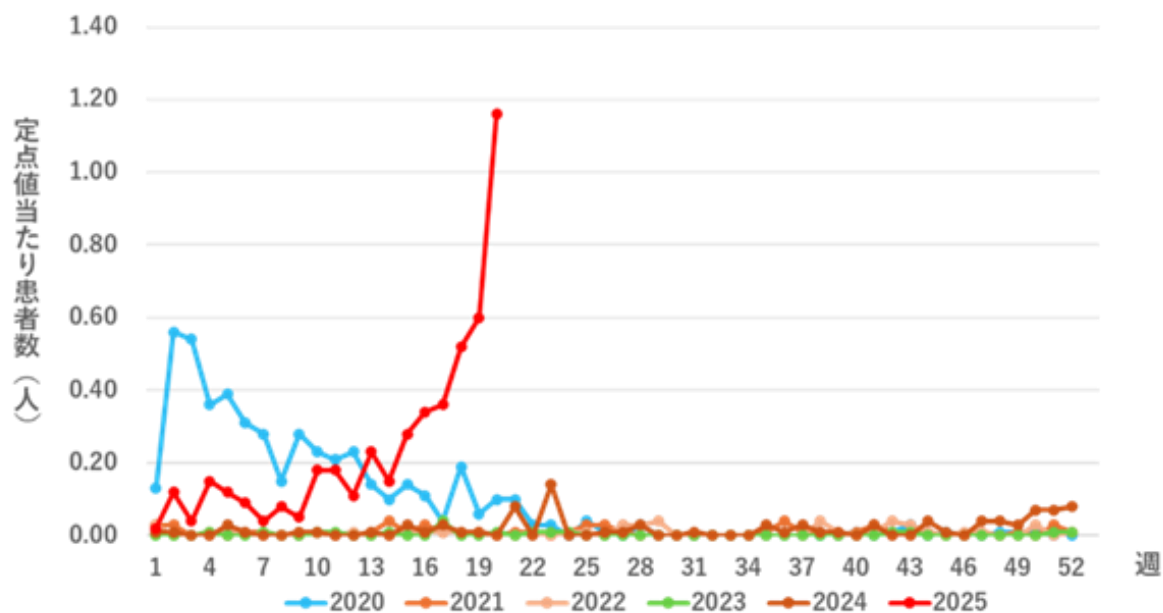
- ・10～20日の潜伏期間の後、頬に紅い発疹が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などと表現される発疹がみられ、1週間前後で消失します。
- ・発疹が出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状が見られることが多く、この時期が最も感染力が強くなります。

○予防方法など

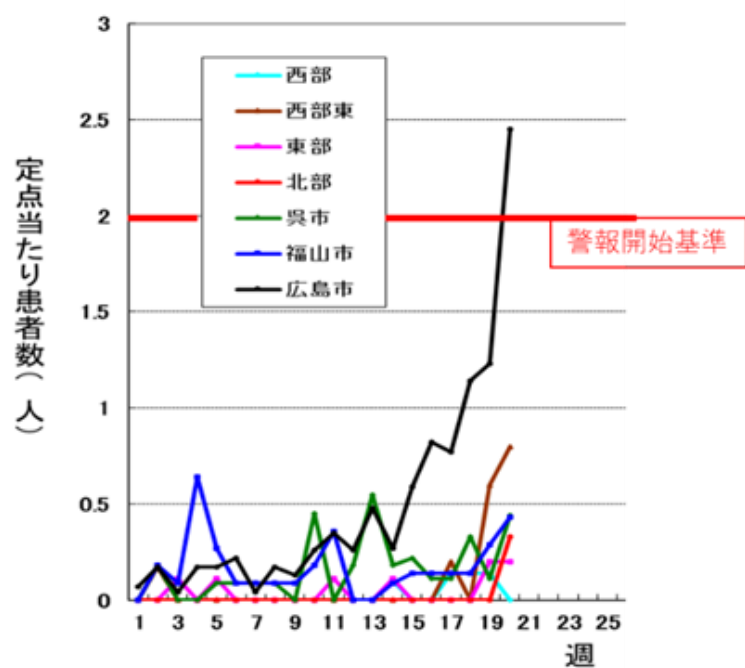
- ・患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染（飛沫感染、接触感染）する感染症なので、一般的な予防対策（手洗い、うがい、咳エチケット）を心がけることが大切です。
- ・特に妊婦の方は、流行時期に風邪のような症状のある方との接触を避けるように注意してください。

○ 参考資料

伝染性紅斑 定点当たり患者グラフ（広島県 過去6年）



伝染性紅斑 定点当たり患者グラフ（令和7年 保健所別）



詳しい情報は、次のホームページを御覧ください。

○ 「伝染性紅斑」（国立感染症研究所感染症情報センター）

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/5th-disease/010/5th-disease.html>